

労働安全衛生法令上の教育（陸上貨物運送事業に関係の深い）

義務	免許	労働安全衛生法第 61 条・労働安全衛生法施行令第 20 条により、就業制限業務のうち20種類の免許がある。 例：クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、衛生管理者	高 （危険度） 低
	技能講習	労働安全衛生法第 61 条・労働安全衛生法施行令第 20 条により、就業制限業務のうち42種類の技能講習がある。 例：フォークリフトの運転（1t以上）、はい作業主任者	
	特別教育	労働安全衛生法59条3項・労働安全衛生規則第36条により、58種類の危険有害業務が特別教育の対象となっている。 例：フォークリフトの運転（1t未満）、つり上げ荷重が1 t 未満のクレーン等の玉掛の業務	
行政指導	安全衛生教育	厚生労働省の各種通達による教育 例：フォークリフト運転業務従事者、作業指揮者、交通労働災害防止担当管理者、荷役災害防止担当者	

労働安全衛生法令上の教育		教育の例
義務	免許	クレーン運転士、衛生管理者、ボイラー技士等
	技能講習	フォークリフトの運転（1t以上）、はい作業主任者
	特別教育	フォークリフトの運転（1t未満）、つり上げ荷重が1 t 未満のクレーン等の玉掛の業務☒
努力義務	安全衛生教育	フォークリフト運転業務従事者、作業指揮者、交通労働災害防止担当管理者